

【高校生について】		
1	「高校生以下」の定義は何ですか。	「高校生以下」とは、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と定めています。（実施要綱第3条）
2	高校に通学していない場合は、対象になりますか。	高校3年相当までが対象です。高校通学の有無に関わらず、満18歳に達する年度生まれまでが対象となります。
3	高校を中退した場合は、対象になりますか。	No2の回答と同様。
4	高校を留年した場合は、対象になりますか。	高校3年相当までが対象です。18歳以降の留年は対象外となります。
5	4月1日に18歳になる場合、次の年度末まで対象ですか。	4月1日生まれは前日の3月31日の24時に18歳になるとされているため、次年度は対象となりません。 （例）平成20年4月1日生まれの場合 = 令和7年度に高校3年相当である → 令和7年度が助成対象 （助成期間は、R7.10月～R8.1月末） 令和8年度は助成対象外
【保護者について】		
6	「保護者」の定義は何ですか。	予防接種法において、保護者とは「親権を行う者又は後見人」とされています。（予防接種法第2条第4項） ご両親に親権がある場合は、父親及び母親が対象となります。
7	対象となる保護者には誰が含まれますか。	親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）であって、子ども（予防接種対象者）を現に養育している者が対象になります。
8	祖父母が孫の世話をしている場合も対象になりますか。	両親の代わりに、孫（予防接種対象者）を現に養育している者であれば、対象になります。
9	両親が忙しいため、祖父母が孫を医療機関に連れていきます。 祖父母も助成対象になりますか。	親権者が両親の場合、祖父母は助成対象外です。 接種日に同伴する者が対象となるわけではありません。
10	両親が出稼ぎのため、祖父母が孫を世話しています。 両親が帰省して助成を受けられますか。 また、祖父母も助成対象となりますか。	保護者である両親は助成を受けることができます。 親権者が両親の場合、祖父母は助成対象外です。
11	事実婚の状態でも、子どもの保護者になりますか。	住民票情報から、例えば「同居人」や「妻（未届）」など事実上の婚姻関係を確認でき、現に子どもの養育を行っている場合は、対象になります。
12	子どもが町内の寮にいます。 町外に住む保護者も助成対象になりますか。	太良町内に住所を有する者が対象です。（実施要綱第3条） 町外に住む保護者は、助成の対象外です。

【保護者の確認方法について】		
13	保護者が助成を受けたい場合は、どうしたらいいですか。	予約時及び受診時に、医療機関に「保護者として太良町子ども等インフルエンザ予防接種費用助成事業を希望する」旨を必ずお伝えください。
14	保護者が接種する際、何を持参すればいいですか。	<u>①お子様のマイナンバーカードまたは保険証及び②母子健康手帳③ご自身のマイナンバーカードまたは保険証</u> を医療機関窓口にご提示ください。
15	(子どもが接種する場合) 子どものマイナンバーカードまたは保険証を忘れた場合、接種が受けられますか。	接種できません。 回答14(上記)の①②を必ず持参してください。
16	(保護者が接種する場合) 子どものマイナンバーカードまたは保険証等を忘れた場合、接種が受けられますか。	接種できません。 回答14の①②③を必ず持参してください。
【保護者同伴について】		
17	保護者同伴は何歳まで必要ですか。	15歳以下の接種においては、原則、保護者の同伴が必要となります。予診票に保護者の署名が必要となり、署名がなければワクチンの接種は受けられません。
18	未成年(18歳未満)の接種の場合、親の同意書は必要ですか。	未成年者(18歳未満)であっても、16歳以上の方については、親の同意書は必要ありません。
19	保護者自署は必ず必要ですか。	15歳以下の方の接種には、予診票に保護者の署名が必要になります。
【その他】		
20	どこの医療機関で助成を受けることができますか。	太良町内の医療機関に加え、令和5年度から鹿島市内の委託医療機関(※)及び諫早市の佐藤病院で助成を受けることができます。 ※別に医療機関リストあり
21	1月に1回目を接種しました。2月に2回目を接種しても助成がありますか。	10月から1月末までに接種を受けた方が助成の対象となります。2月に接種した場合は、全額自己負担となります。
22	2回接種の場合、同じ医療機関で接種しなければいけませんか。	異なる医療機関で接種しても助成対象です。 接種間隔不足とならないようご注意ください。
23	子どもと保護者は、別日に別の医療機関で接種ができますか。	可能です。
24	職場でインフルエンザ予防接種費用の助成があります。町の助成も受けられますか。	職場の助成を受ける場合でも、町の助成は受けられます。ただし、職場の規定がある場合は、職場にお尋ねください。
25	かかりつけ医が委託医療機関以外です。委託医療機関以外で接種した場合、償還払い(払い戻し)制度がありますか。	償還払い(払い戻し)制度はありません。 委託医療機関以外で接種された場合は、全額自己負担となります。